

公法刑事法

〔設問1〕

刑法上、責任が阻却される事情（責任阻却事由）を1つ以上挙げ、具体的に説明しなさい。

〔設問2〕

以下の事例を読んだPは、「ナイフを構えて脅迫したXの行為には正当防衛(36条1項)が成立する」と主張したが、Qは、「正当防衛にはあらず、過剰防衛(36条2項)にあたる」と主張した。PがQに反論するとすれば、どのような反論が考えられるか。正当防衛の成立要件を挙げながら、具体的に述べなさい。

（事例）

X（58歳・男性）は、公園内に段ボールでできた小屋をつくり、寝泊まりしていた。ある日、Xは、A（17歳・男性）が公園内でタバコをポイ捨てしている様子を目撃した。Xと目が合ったAは、「なんだよ。文句あるのか」と言い、近づいてきた。Xは、近づいてくるAが自分より若く、屈強な体格であることを見て取った。そして、Aの言動から、殴られるかもしれないと思い、「別に」と言いながら後ずさりした。しかし、Aが「お前、殴られたいのか」と言いながら腕を振り回し、今にも身体に対し危害を加えようとする言動をもって、Xの目前に迫ってきた。Xは咄嗟に自身の小屋の中に駆け込み、小屋から普段調理用に使っている果物ナイフを取り出した。そして、Aからの危害を免れるために、小屋の戸口に立ってナイフをAに向けて構えながら、「刺されたいのか？」と言って脅迫した。

（参考条文）

刑法 36 条

1 項 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 項 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

民事法

〔設問 1〕

相殺の意味と相殺が果たしている機能について説明しなさい。

〔設問 2〕

A は X からその所有する甲土地を 2000 万円で買受けた。当時、A は、売買代金を現金で支払うことができるような経営状態にはなかったが、「約束手形を差入れるため、甲土地の所有名義を直ちに移転して欲しい」旨申し入れた。その際、A は、甲土地の上に住宅を建設・販売し、その売買代金を資金として手形の決済を行う旨説明したところ、X は A の説明を信じ、甲土地の所有権移転登記を経由した。実際には、A は、住宅の建設及び販売について具体的な計画は立てていなかったが、実現可能な具体的な計画があり、弁済資金を捻出することができるかのように装って、X から甲土地を買受けたのであった。

その後、A は、Y に甲土地を譲渡し、引渡したが、結局、X に差し入れた約束手形を決済することのできないまま倒産した。なお、現時点で、甲土地登記は A 名義のままであるとする。

（設問）

- (1) X は Y に甲土地の返還を求めることができるか検討しなさい。
- (2) 下線部で、A は住宅の建設及び販売について実現可能な計画を立てていたが、契約後の市況の変化により計画が頓挫し、手形を決済することができなかったという場合はどうか。